

求職活動状況申告書

令和 年 月 日

島田市福祉事務所長 宛

住 所

求職者氏名 ⑨ 児童との続柄 ()

児 童 名 (H・R 年 月 日生)

在 園 名

私の求職活動状況について、次のとおり申告します。

なお、速やかに求職活動を実施し、入所日から3ヶ月以内に就労証明書を提出します。期間内に基準を満たす就労証明書等を提出できない場合には、保育の実施解除の決定を受けても異議ありません。

・活動状況

①求職方法 <input type="checkbox"/> ハローワーク ※ハローワークカードの写しを裏面に添付してください。 <input type="checkbox"/> その他 ()
②求職内容 <input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他 () 業種 () 希望勤務時間 週 () 日・一日あたり () 時間
③求職活動日数・時間 週 () 日 ・ 一日あたり () 時間

・活動内容

継続した求職活動が保育事由に該当する条件となります。直近の活動内容を下記に記載してください。

活 動 日	場 所	活動内容ほか
R 2 . 3 . 2 0	ハローワーク	就職相談 (株) ○○の紹介を受ける
R 2 . 3 . 2 2	(株) ○○	面接を実施、△週間後に結果通知予定

・常時預かり保育を利用して求職活動を行う理由

--

※通常の保育時間内に求職活動を実施できる方（常時預かり保育を利用していない方）は対象外となります。

※求職活動として認められる保育実施期間は、認定開始月を含め3ヶ月です。

※活動状況の確認のため、利用開始前に再度提出していただくことがあります。

(裏面あり)

◆求職活動として認められる保育実施期間

入園開始月を含め3ヶ月

※この間に就労証明書等の提出がない場合は、**新2号認定・新3号認定は取り消し**となります。

◆求職活動として認められる内容

求職活動の内容については、以下の例のように客観的に求職活動と認められる内容であることが求められます。

【認められる例】

- ① ハローワークにおいて求職申込・求人への応募をする、職業相談・職業紹介を受ける。
- ② 各種講習・セミナーを受講する、個別相談ができる企業説明会等へ参加する。

なお、以下の例のような活動のみをもって保育の必要性が生じているとはいえない場合については、求職活動とは認められません。

【認められない例】

- ① 自宅において、新聞・インターネット等で求人情報の閲覧のみを行う。
- ② 知人へ仕事の紹介の依頼のみを行う。

◆ハローワークカードをお持ちの方は、以下の欄にカードの写しをのり付けしてください。
(コピーした紙を添付していただいてもかまいません)